

仮訳

2017年9月OIEコード委員会会合報告に対する 日本のコメント

我が国は、陸生動物衛生基準委員会（コード委員会）並びに関連委員会、作業部会及び特別専門家会合に対し、その成された仕事に謝意を表し、コード委員会に対し、陸生動物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えていただいたことに感謝します。我々は、次の文章に対するコメントを提出します。

内容

1. 第 1.4 章動物衛生サーベイランス	2
2. 第 4.3 章 ゾーニング及びコンパートメント化	3
3. 第 4.X 章 ワクチン接種	4
4. 第 6.7 章 国家薬剤耐性サーベイランス及び監視プログラムの調和.....	5
5. 第 6.8 章 食用動物における抗菌剤の使用量と使用法のモニタリング.....	6
6. 第 7.X 章 アニマルウェルフェアと豚生産システム	7
7. 第 7.Z 章 アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム	11
8. 第 15.1 章 アフリカ豚コレラウイルス感染症	17
9. 附属書 36 獣医補助職についてのアドホックグループ報告書	18

仮訳

1. 第 1.4 章動物衛生サーベイランス

(挿入/削除)

第 1.4.8 章

早期通報システム

早期通報システムは、感染及び外寄生の発生、侵入又は出現の適時発見、特定及び報告に不可欠であり、以下の項目を含むものとする。

- 1) 獣医サービスによる標的動物群の適切な扱い
- 2) 普通ではない動物衛生事象の検出及び評価
- 23) 効果的な疾病の調査及び報告
- 34) 関連する感染又は外寄生の診断及び鑑別能力のある検査施設
- 45) 獣医師、獣医補助職、家畜所有者又は管理者及び農場からと畜場/食肉処理場におけるその他の動物取扱い者に対する、普通ではない動物衛生事象の発見及び報告についての研修及び啓蒙プログラム
- 56) 関連する利害関係者が、獣医当局に対して疑い症例又は通報対象疾病又は新興疾病を通報する法的責務
- 67) 獣医当局と関連する利害関係者間のコミュニケーションについての効果的なシステム
- 78) 国内の命令系統

早期通報システムは、緊急時対応において不可欠な構成要素である。

理由：獣医サービスは関係者等から上がってきた動物衛生事象の報告を、必要がある場合には診断、鑑別するために検出、評価しなければならない。

現行の案では、Early warning system の前提にあるべき、通報までのステップが不明確であるため、日本として 1) と 2) の間に、異常の検出及び評価を入れることを提案したい。

仮訳

2. 第 4.3 章 ゾーニング及びコンパートメント化

(挿入/削除)

第 4.3.6 条

防護地域

[...]

一時的な防護地域において、当該防護地域の設置に考慮した特定の感染又は外寄生が流行した際は、感染経路が動物から動物への感染以外に存在せず、各疾病コードに基づく、若しくは必要な水準のサーベイランスが実施されている場合は、当該地域が発生の少なくとも 2 潜伏期間前に設置されたものであれば、清浄国又は地域の他の領域のステータスに影響をしない。

理由：疾病が動物-動物間の感染によってのみ媒介される際には 2 潜伏期間の考え方が有効であるが、疾病がベクターや環境等を介して疾病が伝播する場合等、感染経路によっては 2 潜伏期間以内での発生を検出が難しいことがあるため、「感染経路が動物から動物への感染以外に存在せず、各疾病コードに基づく、若しくは必要な水準のサーベイランスが実施されている場合は、」という条件を加えるべきである。

3. 第 4. X 章 ワクチン接種

(挿入/削除)

第 4. X. 3. 条

ワクチン接種計画

[...]

- 2) 緊急ワクチン接種は他の必須のバイオセキュリティ及び防疫措置を適用するにあたっての補助的手段であり、疾病発生時に適用する場合がある。緊急ワクチン接種は、以下のときに適用する場合がある。
- a) 清浄国または地域で発生したとき。
 - b) 定期ワクチン接種を行っている国又は地域での発生時に既存の免疫を強化するために再びワクチン接種を行うとき。
 - c) 計画的ワクチン接種を行っている国又は地域での発生時に、使用しているワクチンが発生に関与している病原体株の防御にならないとき。
 - d) 清浄国又は地域で疾病が病原体が侵入または疾病が出現するリスクが変化したとき。

第 4. X. 11. 条

ワクチン接種動物の管理及び疾病ステイタスへの影響

[...]

疾病発生リスクの変化増加への対応として、清浄国又は地域において計画的ワクチン接種又は緊急ワクチン接種を適用する場合は、必要に応じて、貿易相手と OIE へ連絡するものとする。疾病の発生例がなく関連するリスト疾病個別章に記載が無ければ、動物へのワクチン接種は、当該国又は地域の疾病ステイタスに影響を与えず、ワクチン接種に伴う輸出国のシステム変更により、輸入国側が防疫における侵入リスクに変化がないことを確認できれば、貿易を中断させないものとする。

本条に対する日本のコメント：

第 4. X. 3 条 2), d で規定されるとおり、ワクチン接種は疾病の侵入又は出現リスクが変化したときに適用される場合があることから、ある国が計画的又は緊急ワクチン接種を実施した場合、ワクチン接種の適用の判断に至ったりリスクの変化を評価するため、輸入国は一時的な輸入停止措置を実施する権限を有すると理解してよろしいか再度問う。

4. 第 6.7 章 国家薬剤耐性サーベイランス及び監視プログラムの調和

(挿入/削除)

第 6.7.4 条

2. サンプルサイズ

サンプルサイズは、既存のそして新たに生じた薬剤耐性における薬剤耐性率及び傾向を検出するために十分な大きさであるべきである。

サンプルの種類における細菌の分離率、予期される耐性率並びに期待する正確性及び信頼度のレベルを考慮しながら、サンプルは偏りを避けるべきであり、当該動物の群、処理過程・生産物又はその他の関係する単位サンプルを代表するものであるべきである。

表 1 でのサンプルサイズの計算は、独立したサンプルに基づくべきである。あるサンプルから菌が分離されなかった場合には、そのサンプルは数に含めない。施設レベル又は動物レベルで何らかの集団がある場合には、サンプルサイズは適宜調節されるべきである。

大きな集団における薬剤耐性率の推定サンプルサイズは、次の表 1 のとおりである。

表 1. 大きな集団における陽性率の推定サンプルサイズ

予期される薬剤耐性率 予期される陽性率	90%信頼度			95%信頼度		
	期待する正確性			期待する正確性		
	10%	5%	1%	10%	5%	1%
10%	24	97	2,429	35	138	3,445
20%	43	173	4,310	61	246	6,109
30%	57	227	5,650	81	323	8,003
40%	65	260	6,451	92	369	9,135
50%	68	270	6,718	96	384	9,512
60%	65	260	6,451	92	369	9,135
70%	57	227	5,650	81	323	8,003
80%	43	173	4,310	61	246	6,109
90%	24	97	2,429	35	138	3,445

理由

サンプリング戦略の項に記載されているように、本章において“サンプル”は糞便や盲腸等を意味しており（すなわち、分離された細菌を意味していない）、また、表 1 はサンプルからの菌分離率が 100% の場合を示しているものであるため、“あるサンプルから菌が分離されなかった場合には、そのサンプルは数に含めない”との記載の追加を提

仮訳

案する。

この改訂に関連して、表1において、“予期される薬剤耐性率”の方が“予期される陽性率”よりも正確な表現であると考え。これは、表の上の“薬剤耐性率”との文言を含む文が削除されており、“予期される分離率”との区別をする必要がありうるからである。

5. 第6.8章 食用動物における抗菌剤の使用量と使用法のモニタリング

第6.8.1条 bis.

定義

当該陸生コードの目的において

治療目的での抗菌剤の使用とは、感染症や疾病の処置、制御又は予防の目的で、動物の個体や群に抗菌剤を投与することを意味する。

- 処置とは、感染症の臨床症状を示している動物の個体や群に抗菌剤を投与することを意味する。
- 制御とは、臨床症状を最小化又は改善するとともに、疾病の更なる伝播を防ぐため、病畜や（感染していると推測される）健康畜を含む動物の群に抗菌剤を投与することを意味する。
- 予防とは、投薬を行わなければ、特定の感染症を発症するリスクがある、又は疾病が発生しそうな特定の状況下にある動物の個体や群に、適切な量及び限定された期間で、抗菌剤を投与することを意味する。

非治療目的での抗菌剤の使用とは、感染症や疾病の処置、制御又は予防以外の目的で、動物に抗菌剤を投与することを意味する。すなわち、成長促進を含む。

成長促進とは、増体率や飼料効率の改善のために、飼料や水を介して動物に抗菌剤を投与することを意味する。

意見

今般提示された定義は、“治療目的での使用”と“非治療目的での使用”の範囲を明確化し、加盟国による抗菌剤使用量のデータ収集を促すものであり、全面的に支持する。現場において処置、制御及び予防のための抗菌剤使用を区別することは困難である。

仮訳

6. 第 7. X 章 アニマルウェルフェアと豚生産システム

(挿入)

第 7. X. 5 条

勧告

豚の高度なウェルフェアの確保は、システム設計、環境管理、動物飼養管理（責任ある畜産及び適切な飼養を含む）といった複数の管理要因に依存する。これらの要素 1 つ以上欠けている場合には、どのようなシステムであっても、深刻な問題が生じる場合がある。

第 7. X. 6 条から第 7. X. 276 条では、豚に適用される措置の勧告が示されている。

第 7. X. 6 条から第 7. X. 24 条までの各勧告には、第 7. X. 4 条から得られる動物の状態結果に基づく関連基準（又は測定指標）が含まれる。

関連測定指標は適宜使用されるその他の基準（又は測定指標）を排除するものではない。

理由

第 3 パラグラフと平仄をとるため。

(挿入/削除)

第 7. X. 910 条

動物への飼料、水の給与

いかなる飼養管理システムでも豚が必要とする飼料や栄養の量は、気候、飼料の栄養組成や品質、豚の週齢、性別、遺伝、大きさ及び生理状態（たとえば、妊娠、泌乳、成長）、健康状態、成長率、過去の摂餌レベル、活動及び運動のレベル等の要因によって影響を受ける。

すべての豚は、以下の目的のために、適切な量及び質の飼料及び栄養を毎日提供されるものとする。

- 健康を維持すること
- その生理的及び行動の要求を満たすこと、かつ
- ~~— 飼料探索の要求を満たすこと (Bergeron, 2008; Brouns *et al.*, 1994; Ramonet *et al.*, 1999; Robert *et al.*, 1993 and 1997)~~
- 代謝や栄養の障害を防ぐこと

飼料及び飲水の給与は、不当な過剰又は傷つく競争や損傷を防ぐ方法で提供されるもの

とする。

豚の胃潰瘍を可能な限り防ぐため、十分な量の繊維を含んだ飼料又は適切な粒径の飼料を給与することを考慮するものとする (Herskin *et al.*, 2016; Hancock *et al.*, 2001)。

理由

行動的ニーズを満たす必要性は第 7. X. 10 条（環境改良）において定義されており、第 7. X. 9 条（飼料と水の給与）では、飼料の質・量と栄養について記載する方が明確になるため。

以下の参考文献に基づき、胃潰瘍を避けるために、繊維を含んだ飼料の量だけではなく飼料の粒径も考慮することを提案する。

Joe D. Hancock and Keith C. Behnke, Use of Ingredient and Diet Processing Technologies (Grinding, Mixing, Pelletizing, and Extruding) to Produce Quality Feeds for Pigs, Swine Nutrition 469-497. 2001

(挿入/削除)

第 7. X. 1112 条

異常行動の防止

豚生産においては、適切な管理手順によって防ぐ又は軽減できる異常行動が多くある。

これらの問題の多くは多要因によるものであり、発生を軽減するには環境全体やいくつかの管理要因の検査が必要である。しかし、これらのいくつかの行動の問題の発生を軽減しうるためのいくつかの勧告管理手順には以下のものをあげることができる。

- 1) 夫人の豚による口を使う常同症（たとえば、棒かじり、かじるふり、過剰な飲水）は、環境改良の提供、給餌時間の延長、飼料中の繊維含有量又は飼料の粗さの増加によって、軽減することが**できるかもしれない** (Robert *et al.*, 1997; Bergeron *et al.*, 2000)。

理由

第 7.X.1 で“発症した常同症は環境のその後の変更又はその他の処置を行っても治らないかもしれない”と述べており、“口を使う常同症は軽減できる”とは言えず、また、2) 及び 3) と平仄をとるため、「できる」を「かもしれない」に置き換えることを提案。

(挿入)

第 7. X. 126 条

舎飼 (屋外型生産システムを含む)

豚を収容する新たな施設を計画又は既存の施設を改修する場合には、アニマルウェルフェア及び動物衛生に関して設計上の専門的な助言が求められるものとする。

舎飼システム及びその構成要素は豚の損傷、疾病又は及びストレスのリスクを軽減するような方法で設計され、建築され、定期的に検査され、維持されるものとする。畜舎は安全、効率的、人道的な管理や豚の動きを可能にするものとする。豚が天気の悪い状態にさらされる可能性がある場合は、温度のストレスや日焼けを防ぐための収容場所を利用できるものとする。

病気の豚や損傷を受けた豚又は異常な行動を示す豚を隔離し、処置し、観察するための隔離された囲い又は区域を設けるものとする。動物によっては個別に保つ必要がある場合がある。隔離された区域は、動物が必要とするすべてのもの（たとえば、横臥している動物や歩行困難な動物、重大な傷を負った動物には、追加の敷料又は代替の床の表面が必要な場合がある。また、水と飼料が手の届く場所にあるものとするなければならない。）を備えているものとする。しかしながら、隔離する区域は動物が必要とするすべてのものを十分に備えていなくても、動物を直ぐに隔離しなければならない緊急時があるかもしれない。

理由

動物が必要とするすべてのものを備えた隔離された区域に動物を移すことよりも、速やかに移動させることが優先される場合もあるため。

(挿入)

第 7. X. 19 条

分娩及び泌乳

成熟雌豚及び未経産雌豚は、分娩前に分娩舎に順応するための時間を必要とする。分娩舎に適切な設備が十分に提供されない場合、分娩場所の材が、可能であれば分娩の少なくとも 1 日何日か前に成熟雌豚及び未経産雌豚が利用可能である提供するものとする (Yun *et al.*, 2014, Lawrence *et al.*, 1994 and Jarvis *et al.*, 1998)。成熟雌豚及び未経産雌豚は、出産予定時期に近くなったら頻繁に観察するものとする。成熟雌豚及び未経産雌豚によっては分娩時に補助が必要なので、十分な空間及び職員が必要である。

理由

分娩クレートのような設備は、温度管理、攻撃を避けるための柵及び清潔な状態を保つ

仮訳

ため適切な設備を提供することができる。

加えて、分娩場所の材を使用することは、病原体へのリスクを増加させ、成熟雌豚、未経産雌豚及び子豚のウェルフェアを損なう結果を招くかもしれない。

(挿入/削除)

第 7. X. 22 条

遺伝学的選択

特定の場所又は生産方式に合った品種又は交雑種を選択する場合には、生産性及び成長率のほかに、ウェルフェア及び健康が考慮されるものとする。

品種改良、たとえば、母性行動、子豚の生存力、気質、ストレスや疾病への抵抗性、尾の噛みつき、攻撃的な行動の低減を向上させる選択を行うことで、豚のウェルフェアを向上させることができる (Turner *et al.*, 2006)。社会的な影響社会的行動に関する性質を品種改良プログラムに含めることはまた、負の社会的相互作用を低減し、良好な社会的相互作用を増加し、群飼いされている動物に大きな良好な効果をもたらすことがある (Rodenburg *et al.*, 2010)。

理由

明確化の改善のため。

(挿入)

第 7. X. 27 条

安楽死 (人道的殺処分)

疾病の又は損傷した動物を不必要に生かすのは受け入れられない。そのため、疾病又は傷ついた豚に対しては、当該動物を治療するか又は人道的殺処分するかを決定するため、すみやかな診断が行われるものとする。

動物の人道的殺処分の決定及びその手順自体は、能力のある者が請け負うものとする。

豚の苦痛を与えない殺処分の受け入れられる方法の詳細は、第7.6章を参照のこと。

家畜飼養施設は、農場での人道的殺処分について獣医師の指導の下、文書化された手順及び必要な設備を整備するものとする。職員は、各クラスの豚に適した人道的な殺処分手順について訓練を受けるものとする。

理由

人道的殺処分の手順は、獣医師の指導の下に文書化されることが必要。

修辭上の修正。

7. 第7.7章 アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム

(挿入/削除)

第7.7.3条

若雌鶏または雌鶏のウェルフェアの基準または測定指標

若雌鶏及び雌鶏のウェルフェアは、結果に基づく測定指標を用いて評価するものとする。提供されたりソース及びシステムの設計もまた考慮するものとする。結果に基づく測定指標、とりわけ動物の状態に基づく測定指標は、アニマルウェルフェアの実用的な指標になり得るものである。本指標及びその適切な閾値の使用は、雌若鶏又は雌鶏が管理されるさまざまな状態に合わせて、当該鶏の系統も考慮した上で、適合されるものとする。

農場環境で測定できる基準には、体及び羽の状態、卵殻の状態、死亡率及び罹病率などがある。これらの基準の異常が観察された齢は、その原因を決定するのに役立つ。その他の状態（骨及び肢の状態、疾病、感染又は寄生等）はまた、間引きの時又は日常のサンプリングの間に評価することができる。ウェルフェアの測定指標の値は、国、部門又は地域の若雌鶏又は雌鶏の適切な基準を参照して決定することが奨励される。

以下の結果に基づく基準及び又は測定指標は、若雌鶏又は雌鶏のウェルフェアの有用な指標である。

1. 行動

鶏の特定の行動の有無は、アニマルウェルフェア上の問題（恐怖、苦痛又は病気等）を示している場合がある。さらに、鶏は、行うことを非常に動機づけられる行動を徐々に発展させ、鶏同士の社会的な接触 [Estevez *et al.*, 2007; Rodríguez-Aurrekoetxea, A. and Estevez, I., 2014] を含む通常の鶏の行動をよく理解 [Nicol, 2015] する必要がある。いくつかの行動は、問題の1つのタイプを一意的に示さないこともあり、さまざまな原因により現れていることもある。

e) 有害な羽つつき及び共食い

有害な羽つつきは、重大な羽の損失につながることもあり、共食いに至る場合もある。共食いは、他の鳥の生身を引き裂くことであり、深刻な怪我につながることもある。これらの行動は、多様な要因を原因としていることがある [Hartcher, 2016; Estevez, 2015; Nicol *et al.*, 2013; Rodenburg, 2013; Lambton, 2013]。有害な羽つつき及び共食いが発生すると、他の個体に伝播する [Newberry, 2004]

理由

修辭上の修正。

仮訳

以下の参考文献に基づき、有害な羽つつき及び共食いの重要な行動を追記。

NEWBERRY, R. C., Cannibalism. In Welfare of the Laying Hens (Perry, G. C. ed.), pp. 239-258. CABI Publishing, Oxfordshire, UK. 2004.

4. 肢の異常

角化症及び趾りゅう症は、不適切な床に関連する痛みを伴う状態である [Lay *et al.*, 2001; Abrahamsson and Tauson, 1995; Abrahamsson and Tauson, 1997]。

過剰な爪の発育、壊れた爪及びつま先の損傷は、運動に影響し、痛みを伴う場合がある [EFSA, 2005]。

接触性皮膚炎は、群れた敷料又は濡れた床面に長期間接触した皮膚表面に影響する [Tauson and Abrahamson, 1996]。糞との接触により肢の損傷・炎症のリスクも高くなる [Taylor と Hurnik 1994; Abrahamsson and Tauson 1995; Tauson ら 1999; Tauson 2002; Blokhuis ら 2007 ; Shimmura ら 2010]。

肢の問題は、通常、黒化した皮膚として現れ、肢蹠の底面、膝節の裏側の糜爛及び繊維化へと進行する。重篤な場合には、肢及び膝の病変が跛行の原因となり、二次感染を引き起こすことがある。接触性皮膚炎に有効な評価点システムが開発されている [Blatchford *et al.*, 2016]。

理由

以下の参考文献に基づけば、糞との接触は趾りゅう症のような接触性皮膚炎のリスクが増加する。

TAYLOR, A. A. and J. F. HURNIK, The effect of long-term housing in an aviary and battery cages on the physical condition of laying hens: body weight, feather condition, claw length, foot lesions, and tibia strength. *Poult. Sci.*, 37:268-273. 1994.

ABRAHAMSSON, P. and R. TAUSON, Aviary systems and conventional cages for laying hens: Effects on production, egg quality, health and bird location in three hybrids. *Acta Agric. Scand., Sec. A, Anim. Sci.*, 45:191-203. 1995.

TAUSON, R., A. WAHLSTROM and P. ABRAHAMSSON, Effects of two floor housing systems and cages on health, production, and fear response in layer. *Appl. Poult. Research*, 8:152-159. 1999.

TAUSON, R., Furnished cages and aviaries: production and health. *World's Poult. Sci. J.*, 58:49-63. 2002.

BLOKHUIS, H. J., T. FIKS Van NIEKERK, W. BESSEI, A. ELSON, D. GUÉMÉNÉ, J. B. KJAER,

仮訳

G. A. MARIALEVRINO, C. J. NICOL, R. TAUSON, C. A. WEEKS and H. A. VAN DE WEERD, The LayWel project: welfare implications of changes in production system for laying hens. World's Poult. Sci. J., 63: 101-114. 2007.

T. SHIMMURA, S. HIRAHARA, T. AZUMA, T. SUZUKI, Y. EGUCHI, K. UETAKE and T. TANAKA, Multi-factorial investigation of various housing systems for laying hens. British Poultry Science Volume 51, Number 1 (February 2010), pp. 31-42.

(削除)

第7. Z. 9条

床

鳥のための床は、清掃及び消毒が容易で、鳥への害や損傷を生じないものとする。

床の傾斜や設計は、鳥が正常な運動及び快適な行動をとることを可能にするものとする。床は、鳥を適切に支え、損傷を予防し、糞が他の鳥を汚染しないように確保するものとする。若雌鶏から採卵鶏舎への床の種類の変化は避けるものとする。

若雌鶏及び雌鶏の砂浴び及びついでを促すためには、ほぐれて乾燥した敷料材が提供されることが望ましい。敷料を提供する場合は、ウェルフェア及び健康に対する有害な影響を最小限に抑えるよう管理されるものとする。敷料は、疾病、感染及び外寄生の予防に必要な場合には、交換され、又は適切に処理されるものとする。

結果に基づく測定指標：快適な行動、砂浴び、肢の問題、ついで、疾病、感染及び外寄生の発生、損傷率及び深刻度、運動、生産成績、羽の状態

結果に基づく測定指標：快適な行動、砂浴び、肢の問題、ついで、疾病、感染及び外寄生の発生、損傷率及び深刻度、運動、生産成績、羽の状態

理由

第7. Z. 9条、7. Z. 10条及び第7. Z. 11条の重複を避け明確化の改善のため、「若雌鶏及び雌鶏の砂浴び及びついでを促すためには、ほぐれて乾燥した敷料材が提供されることが望ましい。」を削除。

(挿入/削除)

第7. Z. 10条

砂浴びの区域

砂浴びの区域を設ける場合は、適切な砕けやすい材料が提供され、砂浴びを促すように設計及び配置され、シンクロした行動を可能とし、過度な競争を防ぎ、害又は損傷を生じないものとする。砂浴びの区域は、検査及び清掃が容易なものであるものとする [Lentfer *et al.*, 2011]。若雌鶏及び雌鶏の砂浴びを促すためには、ほぐれて乾燥し

た敷料材が提供されることが望ましい。

理由

第 7. Z. 9 条及び第 7. Z. 10 条の重複を避け明確化の改善のため、「若雌鶏及び雌鶏の砂浴びを促すためには、ほぐれて乾燥した敷料材が提供されることが望ましい。」を加える。

(挿入)

第 7. Z. 11 条

ついでばみの区域

ついでばみの区域を設ける場合は、適切な材料が提供され、ついでばみを促すように設計及び配置され、シンクロした行動を可能とし、過度な競争を防ぎ、害又は損傷を生じないものとする。ついでばみの区域は、検査及び清掃が容易なものであるものとする。若雌鶏及び雌鶏のついでばみを促すためには、ほぐれて乾燥した敷料材が提供されることが望ましい。

結果に基づく測定指標：ついでばみ、有害な羽つつき及び共食い、損傷率及び深刻度、空間分布

理由

第 7. Z. 9 条及び第 7. Z. 11 条の重複を避け明確化の改善のため、「若雌鶏及び雌鶏のついでばみを促すためには、ほぐれて乾燥した敷料材が提供されることが望ましい。」を加える。

(挿入/削除)

第 7. Z. 19 条

有害な羽つつき及び共食いの予防及び管理

有害な羽つつき及び共食いは、若雌鶏及び雌鶏生産の課題である。

発生のリスクを低減しうる管理方法には以下のものがある。

- 育成及び採卵における照明の管理 [Nicol *et al.*, 2013]
- 適切な遺伝的系統の選択 [Craig and Muir, 1996; Kjaer and Hocking, 2004]
- 採卵開始時期の影響 [Green *et al.*, 2010]
- 育成及び採卵におけるついでばみ材料の提供 [Huber-Eicher and Wechsler, 1998]
- 育成及び採卵における食餌飼料の種類及び飼料の形態の適応 [Lambton *et al.*,

2010]

理由

明確化の改善のため「適した」を追加し、「食餌」を「種類」に置き換える。

(削除)

第7. Z. 21条

痛みを伴う処置

断嘴等の痛みを伴う処置は、**絶対的に**必要な場合を除いて行われるべきではなく、痛みを低減する処置が使われるものとする。

理由

以下の参考文献によれば、断嘴（ピーク・トリミング）がされていない群においては、共食い（カニバリズム）による死亡率や羽毛つつき・共食い（カニバリズム）のリスクが増加する。このため、ウェルフェアの改善のためには断嘴も考慮され得る。

“絶対的に”という言葉は過度に限定的であり削除を提案する。

FIKS-VAN NIEKERK, G. C. M., Organic poultry farming: a small but growing concept. Proceedings of the 6th European Symposium on Poultry Welfare, pp35-37. 2001.

NICOL, C. J., C. PÖTZSCH, K. LEWIS and L. E. GREEN, Matched concurrent case-control study of risk factors for feather pecking in hens on free-range commercial farms in the UK. Bri. Poult. Sci., 44:515-523. 2003.

BLOKHUIS, H. J., T. FIKS Van NIEKERK, W. BESSEI, A. ELSON, D. GUÉMÉNÉ, J. B. KJAER, G. A. MARIALEVRINO, C. J. NICOL, R. TAUSON, C. A. WEEKS and H. A. VAN DE WEERD, The LayWel project: welfare implications of changes in production system for laying hens. World' s Poult. Sci. J., 63: 101-114. 2007.

ABRAHAMSSON, P., O. FOSSUM and R. TAUSON, Health of layers in an aviary system over five batches of birds. Acta Vet. Scand., 39: 367-379. 1998.

TAUSON, R., A. WAHLSTROM and P. ABRAHAMSSON, Effects of two floor housing systems and cages on health, production, and fear response in layer. Appl. Poult. Research, 8:152-159. 1999.

TAUSON, R., Furnished cages and aviaries: production and health. World' s Poult. Sci. J., 58:49-63. 2002.

HADORN, R., A. GLOOR and H. WIEDMER. Effect of beak trimming on brown growing pullets and laying hens. Agrarforschung, 7:62-67. 2000.

仮訳

(挿入/削除)

全体

結果に動物の状態に基づく基準（又は測定指標）

理由

他の畜種の章と整合性を図るため。

8. 第 15.1 章 アフリカ豚コレラウイルス感染症

第 15.1.22 条

肉中の ASFV の不活化方法

[...]

2. 乾燥保存豚肉

塩漬けされる場合には、肉は、最短で 6 か月間、塩蔵乾燥保存されるものとする

上記に対する日本からのコメント：乾燥保存豚肉について、その処理条件によってリスクが異なるため、口蹄疫章 Article 8.8.31 の様により具体的に、乾燥保存肉の処理条件を記載すべきである。

9. 附属書 36 獣医補助職についてのアドホックグループ報告書

日本のコメント：

我々は、獣医補助職に関するアドホックグループの貢献を評価し、家畜衛生及び公衆衛生などの獣医サービスを強化するため、獣医補助職の16の活動分野及び関連する能力を提案することに賛成する。

しかし、2017年12月6～8日に開催された獣医補助職に関するアジア地域会議を踏まえると、獣医補助職の獣医サービスにおける役割や能力、資格付与については加盟国間で多様であり、加盟国間で獣医補助職の法的位置づけを同一とすることは困難と考えられる。このため、獣医補助職の法的位置づけについては、画一的とするのではなく、柔軟な対応とすることを提案する。